

平成22年11月12日

各 位

株式会社富山第一銀行

**「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」
第7条第1項に規定する説明書類の訂正について**

株式会社富山第一銀行(頭取 横田 格)は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下「中小企業金融円滑化法」)第7条第1項に規定する説明書類を、平成22年8月12日に公表いたしました。その内容に一部誤りがありましたので、下記の通り訂正させていただきます。

記

中小企業金融円滑化法第7条第1項に規定されている説明書類の概要

(平成21年12月4日～平成22年6月末累計)

【訂正後】

(単位:件、百万円)

	申込み									
	実行		謝絶		審査中		取下げ			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業者	*1,734	*27,792	*1,485	*25,397	34	269	172	1,735	43	388
住宅資金借入者	*155	*2,150	*118	*1,698	7	99	*14	*190	*16	*162

(注) *印部分が訂正箇所です。

【訂正前】

(単位:件、百万円)

	申込み									
	実行		謝絶		審査中		取下げ			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業者	1,731	27,772	1,482	25,377	34	269	172	1,735	43	388
住宅資金借入者	157	2,197	120	1,740	7	99	17	218	13	138

なお、当行ホームページ上の平成22年11月12日公表の「中小企業金融円滑化法」第7条第1項に規定する説明書類(平成22年9月末までに対応した措置の実施状況)につきましては、上記の訂正を反映させた数値を掲載しております。

以上

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:百万円)

	平成22年3月末		平成22年6月末	
	訂正前	訂正後	訂正前	訂正後
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	12,128	12,128	27,772	*27,792
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	8,978	*8,977	21,244	*21,253
うち、実行に係る貸付債権の額	7,687	7,687	20,270	*20,269
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	29	29
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	1,261	1,261	788	*798
うち、取下げに係る貸付債権の額	29	29	156	156
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	3,150	3,150	6,527	*6,539
うち、実行に係る貸付債権の額	1,813	1,813	5,107	*5,128
うち、謝絶に係る貸付債権の額	85	85	240	240
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	47	47
うち、審査中の貸付債権の額	1,173	1,173	947	*937
うち、取下げに係る貸付債権の額	78	78	232	232

(注) * 印部分が訂正箇所です。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:件)

	平成22年3月末		平成22年6月末	
	訂正前	訂正後	訂正前	訂正後
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	832	832	1,731	*1,734
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	454	454	896	*897
うち、実行に係る貸付債権の数	402	402	828	828
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	3	3
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	47	47	52	*53
うち、取下げに係る貸付債権の数	5	5	13	13
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	378	378	835	*837
うち、実行に係る貸付債権の数	252	252	654	*657
うち、謝絶に係る貸付債権の数	14	14	31	31
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	6	6
うち、審査中の貸付債権の数	102	102	120	*119
うち、取下げに係る貸付債権の数	10	10	30	30

(注) * 印部分が訂正箇所です。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表3)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位:百万円)

	平成22年3月末		平成22年6月末	
	訂正前	訂正後	訂正前	訂正後
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	5,283	5,283	13,801	*13,811
うち、実行に係る貸付債権の額	4,519	4,519	12,987	12,987
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	26	26
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	26	26
うち、審査中の貸付債権の額	753	753	709	*719
うち、取下げに係る貸付債権の額	11	11	76	76

(注)*印部分が訂正箇所です。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表4)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位:件)

	平成22年3月末		平成22年6月末	
	訂正前	訂正後	訂正前	訂正後
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	264	264	539	*540
うち、実行に係る貸付債権の数	222	222	492	492
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	1	1
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0	1	1
うち、審査中の貸付債権の数	38	38	36	*37
うち、取下げに係る貸付債権の数	4	4	10	10

(注)*印部分が訂正箇所です。

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表5)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:百万円)

	平成22年3月末		平成22年6月末	
	訂正前	訂正後	訂正前	訂正後
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1,439	*1,370	2,197	*2,150
うち、実行に係る貸付債権の額	854	*820	1,740	*1,698
うち、謝絶に係る貸付債権の額	26	26	99	99
うち、審査中の貸付債権の額	518	*468	218	*190
うち、取下げに係る貸付債権の額	39	*55	138	*162

(注)*印部分が訂正箇所です。

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表6)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:件)

	平成22年3月末		平成22年6月末	
	訂正前	訂正後	訂正前	訂正後
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	101	*99	157	*155
うち、実行に係る貸付債権の数	56	*55	120	*118
うち、謝絶に係る貸付債権の数	1	1	7	7
うち、審査中の貸付債権の数	40	*36	17	*14
うち、取下げに係る貸付債権の数	4	*7	13	*16

(注)*印部分が訂正箇所です。